

三浦市公共下水道事業における民間資金等活用検討審議会条例
施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、三浦市公共下水道事業における民間資金等活用検討審議会条例（平成28年三浦市条例第21号）第9条に基づき、三浦市公共下水道事業における民間資金等活用検討審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会長は、審議会の会議を招集するときは、その日時、場所及び議案の内容について、あらかじめ委員に通知するものとする。

(議事録)

第3条 会長は、議事録を作成し、これを保存しなければならない。

2 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開催の日時、場所及び議案
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 出席した関係者の職氏名
- (4) 議事の要旨
- (5) 前各号に定めるもののほか会長が必要と認めた事項

3 議事録には、会長及び会長が指名した議事録の署名委員2人が署名するものとする。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、下水道事務主管課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。